

施行令第2条（カドミウム等の物質）

法第2条第2項第1号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 シクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1・2 - シクロロエタン
- 14 1・1 - シクロロエチレン
- 15 1・2 - シクロロエチレン
- 16 1・1・1 - トリクロロエタン
- 17 1・1・2 - トリクロロエタン
- 18 1・3 - シクロロプロペン
- 19 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 20 2 - クロロ - 4・6 - ビス（エチルアミノ） - s - トリアジン（別名シマジン）
- 21 S - 4 - クロロベンジル = N・N - ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふつ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー
- 28 1・4-ジオキサソ